

I 防除実施の基本方針

香川県総合防除計画（令和5年3月31日策定）に記載のとおり。

1. 化学農薬の使用低減による環境負荷低減や薬剤抵抗性の発達リスク回避の観点から、化学農薬による防除のみではなく、生物的、耕種的、物理的防除法を積極的に取り入れた総合防除を推進する。総合防除では、病害虫の発生しにくい環境の維持に努め、発生そのものの「予防」を重視する。
2. 地域における総合防除の実証等を通じて、広く農業者に対して普及・推進を図る。
3. 害虫・雑草等の発消長を考慮した適期防除に努め、効果的かつ効率的な防除を行う。
4. 化学農薬については、農薬取締法に基づき、国内で登録された農薬及び指定された特定農薬を使用することとし、無登録農薬や登録失効農薬を絶対に使用しない。
5. 化学農薬を使用する際は、農薬使用基準、使用上の注意事項等を遵守し、適切な剤型や使用方法を選定するなどの飛散防止対策を講じることにより、危被害の発生を未然に防止するとともに、自然環境、周辺作物、地域住民等への影響に最大限配慮する。
6. 化学農薬の防除効果を高め、安全性の確保を図るため、農薬の成分、作用性、剤型等をよく理解した上で、適切な薬剤の選定と効果的な使用方法に努める。また、害虫の抵抗性や病原菌の耐性などの発達を回避するため、同一農薬や同一機構を有する農薬の連用を避ける。
7. 農薬の安全使用の確認や消費者への情報提供に対応できるよう、農薬使用履歴の記帳を行うとともに、農業生産工程管理（GAP）の導入などに努める。
8. 侵入病害虫など特異的に発生する病害虫に対しては、関係機関と緊密な連携を図りながら、迅速にまん延防止を図り、農作物への被害防止に努める。